

論 文

特別支援教育体制における視覚特別支援学校（盲学校）の 現状と展望に関する一考察

松田 次生

（西九州大学健康福祉学部社会福祉学科）

（平成24年11月14日受理）

The Examination of the Current Situation and Future Outlook of Special Needs Education Schools for the Visually Impaired (Blind School) under the Special Needs Education System

Tsugio MATSUDA

Department of Social Welfare Science, Faculty of Health and Social Welfare Science, Nishikyushu University

（Accepted: November 14 , 2012）

Abstract

With the transition to the Special Needs Education System in 2007, Special Needs Education schools for the visually impaired entered an era of largest change. Firstly, the school names changed from a 'Blind School' to a 'Special Needs Education School for the visually impaired'. However, 47 out of 69 schools continue to use the former name of 'Blind School'. Next, those schools began, in principle, to accept children of all disabilities in addition to the visually impaired. However, only some schools accept students with multiple types of disability and most schools continue to have only children with visual disabilities enrolled, as was the case previously.

On the other hand, all of the schools for the visually impaired began to extend support for children with disabilities learning at local schools and have accomplished steady achievements. Nonetheless, several problems have arisen such as activities on an extensive scale are limited, many teachers become extremely busy and too many expectations are raised by local schools. In addition, handling several types of disability has become associated with issues of mechanical implementation of personnel change and decrease in the number and duplication of children with disabilities, causing a concern about a reduction of teacher expertise.

キーワード：特別支援教育、視覚障害教育、センター的機能、専門性

key words : special needs education、 education for the visually impaired, function of the center、 specialty

はじめに

2007年度より障害児の教育は特別支援教育制度に移行した。「一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」¹⁾という特別支援教育は、いくつかの大きな転換を伴ったが、そのひとつに、それまでの盲学校、聾学校、養護学校をすべて特別支援学校と名称変更することになった。

一方で、ノーマライゼーション、インクルージョンの動きは、2006年に国連総会において採択された障害者権利条約の後押しもあって、国の政策としてもそれが推進され、特別支援学校にも少なからず影響を及ぼしている。そのひとつとして、特別支援学校が地域の学校に在籍する障害を持った児童生徒の支援をすることが任務となった。

このような中で、大きな影響を受けているのが視覚障害児及び聴覚障害児の教育を行う学校、すなわち盲学校、聾学校である。校名変更、受け入れ対象児の拡大、統廃合、地域校の支援と、これまでに経験しなかったことにいま直面している。それらに対する対応は必ずしも全国的に一致していない。

本稿は、特別支援教育体制移行後の視覚障害特別支援学校（盲学校）の現状を概観し、それに伴う現時点における課題と今後の在り方について考察するものである。

1．特別支援教育への移行

(1) 特別支援教育の概要

2007年の特別支援教育への移行（学校教育法等の改正）には、次の点が主な柱とされた。

- ①盲学校、聾学校、養護学校（特殊教育諸学校）を、すべて特別支援学校と名称変更する（学校教育法第1条）。ただし、2006年7月18日に出された事務次官通知の「留意事項」において、「特定の障害種別に対応した教育を専ら行なう特別支援学校とする場合」に限り、盲学校、聾学校、養護学校の名称を用いることができる、とした。
- ②小中学校の特殊学級を、特別支援学級と名称変更する（学校教育法81条の2）。
- ③学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を、特別支援教育の対象とする（学校教育法施行規則）。
- ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校においても、特別支援教育を行う（学校教育法81条）。
- ⑤特別支援学校は、地域の学校に在籍する児童生徒の支援も行う（学校教育法74条）。

このうち、学校の名称変更に関しては、必ずしもすべての学校がそのようになったわけではない。後述するよ

うに盲学校、聾学校は今でもそのままの名前のところが少なくない。しかし、特殊学級はすべて特別支援学級と名称を変えた。そのほかの項目については、基本的にこのとおりに実施されている。

(2) 特別支援教育移行の背景

特殊教育から特別支援教育への移行については、いくつかの背景・理由があった。

ひとつは、障害の重複化である。盲学校や聾学校には視覚障害や聴覚障害だけでなく知的障害を併せ持つ児童生徒が増えてきた。肢体不自由の養護学校では肢体不自由のみの単一障害児よりむしろ重複障害児のほうが多くなった。それ故に、従来の5障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に区分けした特殊教育体制では対応できなくなった。そこで、すべての学校を「特別支援学校」として、あらゆる障害に対応できる学校にしようとなったわけである。

次に、特殊教育諸学校に在籍する児童生徒の数が大きく変化してきたことである。盲学校、聾学校、病弱養護学校は児童生徒数が大幅に減少してきた。肢体不自由養護学校も、盲学校や聾学校ほどではないが、ピーク時に比べると減少している。一方、知的障害養護学校の児童生徒数は増加傾向にある。

そういう実態から、盲学校、聾学校等では少なすぎることによる教育上の問題が生じてきた。「一人クラス」は珍しくなくなり、集団活動もままならなくなった。児童生徒数より教員数が多いという学校も現れ、あるいは学校全体としては児童生徒数のほうが多いものの、小学部や中学部においては教員数が多いという学校も少なく、教育行政からは人件費の非効率性が指摘されだした。学校が複数ある都道府県は統廃合もあり得るが、ほとんどの盲学校、聾学校は県に1校であり、それも不可能である。

一方で、知的障害の養護学校の児童生徒数は増えており、新設の要求運動が始まった地域もある。そこで、視覚障害児や聴覚障害児のみを対象にする盲学校や聾学校ではなく、それに加えて知的障害児も受け入れる総合的な障害児学校が構想された。

特殊教育から特別支援教育へ移行した三つ目の理由は、発達障害児の顕在化である。文部科学省の調査で、地域の普通学校に特別な支援を必要とする児童生徒が6.3%に在籍しているという結果は関係者に大きな衝撃を与えた。しかもその大半は知的障害を伴わないいわゆる軽度発達障害である。これらの児童生徒も特別支援の対象にしないと学級経営も困難になる。そこで、普通学校（の普通学級）も特別支援教育を行う場として位置づけ、その支援には特別支援学校の教員も動員しようということになったわけである。

特別支援教育への移行は国際情勢の影響も大きいと思われる。欧米を中心として今や諸外国はインクルーシブ教育が主流になってきている。その先進地であったイギリスでは近年少し回帰の動向も見られるようであるが、基本的にはその流れに変わりはない。文部科学省はすでに平成14年度より「市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者」を認定就学者として普通学校に就学させること認めている。さらに、障害者権利条約の締結もこの動きを後押ししている。障害者権利条約ではその24条の2において「障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。」として、インクルーシブ教育を基本とする方針を明確にしている。条約には日本はまだ批准していないが、その方向で整備が進められており、その一環として地域の学校での障害児の受け入れは認めざるを得なくなった。そのことも特別支援学校が地域の学校の支援をするという新しい教育形態になった大きな要因といえよう。

(3) 特別支援教育制度が特別支援学校へ要請したこと

前節の記述と重なる部分があるが、このような背景で始まった特別支援教育は従来の特殊教育諸学校に次のことを要請したことになる。

まず第1に、従来の盲学校、聾学校、養護学校すべてが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の枠を外して、あらゆる種類の障害児を受け入れることである。それは、例えば病弱養護学校が知的障害児を入れたり、盲学校が肢体不自由部門を新設したり、あるいは知的障害養護学校と聾学校が統廃合するという形になっている。それらの特別支援学校では複数の障害についての専門性が求められることとなった。教員も、(それまでも重複障害児の増加によって複数の専門性を持たざるをえないということはあったが)正式に複数の障害について専門性を身につけなければならなくなった。原則的にはすべてを特別支援学校とする名称変更もこれに関連したものといえる。

第2に、地域の学校に在籍する児童生徒の支援することである。前述したように、国際的な流れの中で地域の学校においても障害をもった児童生徒の就学が求められるようになった。さらに、軽度発達障害をもつ児童生徒への対応が大きな課題となった。これらの児童生徒の支援・指導を、その経験を有する特別支援学校の教員に託されたわけである。それは障害を持つ児童生徒の直接的な支援・指導だけでなく、その学校の教員や保護者に対する相談活動やアドバイスも含まれるものとなった。

2. 特別支援教育移行における盲学校の対応

(1) 学校名の変更

従来の盲学校は基本的には特別支援学校(正式には「視覚障害教育を行う特別支援学校」ということになった。ただし、前述したとおり、在籍児童生徒が視覚障害児のみの場合は「盲学校」のままでいいということになっている。

特別支援教育体制に移行する前(2006年度)71校あった盲学校の2012年4月現在の校名は以下のようになっている(その間2校閉校のためこの時点では69校)²⁾。

盲学校：47校

視覚特別支援学校：9校(筑波大付属、静岡、沼津、浜松、大阪市立、兵庫、北九州、福岡、福岡高等)

視覚支援学校：5校(盛岡、宮城、埼玉、大阪府立、宮崎県立明星)

特別支援学校：4校(相模原中央、広島中央、柳河、埼玉県立特別支援学校塙保己一学園)

その他：4校(久我山青光学園、横浜市立盲特別支援、富山視覚総合支援、下関南総合支援)

なお、前述したようにその間に2校が閉校した(新潟県立高田盲学校 新潟県立新潟盲学校高田分校 平成24年4月1日閉校、淡路盲学校 淡路視覚特別支援学校 平成21年3月31日閉校)。

7割近くの学校は盲学校という名称を変更していない。各学校の意向もあるが、それを受けた都道府県教育委員会の方針が校名決定の要因となると思われる。静岡県や福岡県は県内の盲学校はすべて名称を変更した。名称変更した盲学校の新名称は「視覚特別支援学校」と「視覚支援学校」がそれぞれ9校、5校である。「視覚」という言葉を入れて、どの種(障害)の特別支援学校かを明示しようという意図がうかがわれる。そのほかに、「視覚総合支援学校」と「盲特別支援学校」というのがある。それぞれの校名に込められた事情と思いが読み取れる。

(2) 視覚障害児以外の受け入れ

従来の盲学校が他種の障害児を受け入れて学校機構を変えた学校は2012年度時点では次の5校である。その学校名と受け入れる障害種は以下のとおりである。

- ・東京都立久我山青光学園：視覚・知的
- ・神奈川県立相模原中央支援学校(新設)：視覚・聴覚・肢体・知的
- ・富山県立富山視覚総合支援学校：視覚・病弱
- ・山口県立下関南総合支援学校：視覚・聴覚・肢体・知的・病弱
- ・福岡県立柳河特別支援学校：視覚・肢体・病弱

これ以外にも、例えば知的障害特別支援学校の教室(分教室)を併置(長野盲学校、長崎盲学校)したり、他種

の特別支援学校とグラウンド・体育館などを共用（秋田盲学校）したり、他種の特別支援学校との寄宿舎を統合（八王子盲学校）したり、聴覚特別支援学校との寄宿舎を共用（沼津視覚特別支援学校）している学校もある。それぞれの事情から、複数障害の受け入れになったわけであるが、児童生徒数減による閉校を避けるために門戸を広げるという意図もあったものと思われる。

(3) 地域校支援（センター的機能）

視覚特別支援学校は、2007年度以前の盲学校時代も、地域の学校の支援は一部では行っていた。しかし、それはその盲学校の独自の取り組みとして行われていたものであり、全国的な事業ではなかった。

特別支援教育体制になって、特別支援学校は地域の学校に在籍する児童生徒の支援・指導もすること（センター的機能）が求められることになった。各学校ではそれぞれの地域の実情に応じてその取り組みを始めている。特に、インクルーシブ教育の拡がりによって地域の学校に在籍している視覚障害児が増えてきたことによって、その任務が重要なものとなってきている。文献からいくつかの取り組みをみってみる。

大阪市立視覚特別支援学校では、20年を越える実績のある「外部支援」を継承しその取り組みを強化するために、22年度に「支援センター」を設立した。それまでの外部支援は学部ごとに実施されており、幼稚部の保育相談教室や小学部の全盲児の巡回指導、弱視児の通級指導が中心であったが、特別支援学校の外部支援が求められるようになった情勢に際して、全学部（全校）での取り組みとした。22年度の相談件数は100件を越え、うち約50件が幼稚部、約30件が小学部、約20件が中学部・高等部であったという。通級・巡回指導も小学生18名（回数：通級128回、巡回71回）、中学生3名（回数：通級37回）を対象に行った³⁾。

高知県立盲学校では、視覚障害教育のセンター的機能の充実を学校経営計画に位置づけ、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校等への教育相談、巡回指導、校内研修への支援を行ってきた。それらに加えて23年度は関係機関とのネットワーク作りのための新たな事業として、夏期休業中に福祉保健所（5件）、市町村役場（32件）、眼科及び眼科が設置されている総合病院（38件）を訪問し、情報の提供（学校及び学校が行っている啓発事業の説明）を行った。また、当盲学校には2001年6月より高知県の視覚障害者生活訓練指導員が待機する視覚障害者向け機器展示室が学校内の教室を利用した開設されているが、これと連携し、指導員とともに盲学校職員も来所者の相談に応じている。さらに、展示室の業務のひとつである出張機器展示会にも同行し学校の教育相談を合同開催している⁴⁾。

長野県立松本盲学校では、幼稚部修了後に地域の小学校に入学する傾向が強まったことに伴い、その幼稚部修了の児童をはじめ、地域の小・中学校に在籍する視覚障害児童生徒の支援を行うために、平成10年の「目の教室」を皮切りに、平成13年度より支援相談室（現在は「校外支援教室」）を設置し、専任職員を中心に地域の小・中学校等に在籍する視覚障害児童生徒への支援を行っている⁵⁾。

富山県立盲学校では、教育相談部を中心に幼稚部・小学部・中学部で定期的な教育相談を行ってきている。また、地域の小学校や中学校に在籍している児童生徒の通級指導を平成6年度から続けている。その中には、幼稚部年中時まで盲学校に在籍し、その後地元の幼稚園・小学校・中学校と進んでいった子どもを継続的に通級指導しているケースもある⁶⁾。

盛岡視覚支援学校では、2歳半で教育相談に訪れ、幼児教室に約2年間参加したのち、地元保育所と当校幼稚部に通った全盲児が、認定就学に至って地元小学校に通うようになった4年間、点字・白杖歩行・パソコン・点字楽譜・触察などの自立活動、点字図書・感光器・レーズライター等の教材の貸し出し、視覚支援学校との交流学习、小学校の支援会議への参加、個別の支援計画作成に関わる支援等を行ってきた⁷⁾。

これらの取り組みはいずれも特別支援教育体制になった2007年以前から行われていたものであり、それがさらにここ数年強化されたものといえる。特別支援教育になって、地域支援、センター的機能は確かに推進されている。

また、久松寅幸による「全国盲学校における視覚の認知に障害のある幼児児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告」によれば2008年度において全国全ての盲学校が小・中学校に在籍している児童等に対して、実人数で2,899人、総計13,816回（一人あたり平均実施回数4.8回）の支援を行っている⁸⁾。

同じく久松寅幸による「全国教育センターにおける見え方に困難のある児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告」によれば、全国の教育センター55機関の約7割（39機関）が「見えに困難のある児童生徒の教育に関する研修講座」を実施しているが、その際の講師（外部講師）は盲学校教員が6割近く（57.9%）と最も多く（ちなみにその他では大学教員40.4%）、また、その時使用する会場も「センター」の40.4%に次いで盲学校が38.6%であり、これらの研修に盲学校が大きく貢献していることが示されている⁹⁾。

全日本盲学校教育研究会が毎年発行している『視覚障害教育』の第99号（平成16年12月）では、支援センターに関する特集が組まれ、教育相談等の取り組みについて12校から報告されている¹⁰⁾。これはまだ特別支援教育に

移行する前に発行されたものであり、移行以前にすでにこの取り組みが全国で実践されていたことが分かる。その後も同研究誌では毎号センター的機能（地域支援）に関する論文が掲載されている。

視覚特別支援学校（盲学校）が例外なくこの地域支援（センター的機能）をその学校の中心的な教育活動のひとつとしていることは、ホームページを見れば明らかである。どの学校も、ホームページで、「相談支援室」（佐賀盲学校）、「教育相談」（福岡視覚特別支援学校）、「支援教育相談」（長崎盲学校）などの案内が掲載されている。また、単に来校を待つだけでなく、「巡回相談」という形で出かける支援を夏期休業中を中心に取り組んでいる学校も少なくない。

3. 特別支援教育移行により盲学校が直面している課題

(1) 統廃合と総合化（障害種別を越えた教育）

前述したように、2007年度に特別支援教育体制になって以後、2校が閉校した。また、5校が視覚障害以外の障害児を受け入れるようになった。閉校の2校は、必ずしも特別支援教育体制になったことだけが原因ではなく、児童生徒数の減少という根源的な理由と、同一県内に盲学校があるという事情によるところも大きいと考えられる。しかし、特別支援教育体制への移行が影響しているのも否定できないであろう。

一方、他種の障害を受け入れるようになった5校のうち3校はこれも同一県内に別の盲学校がある。すなわち、これらの都県は視覚障害児専門の特別支援学校はほかに用意されている。他の2校のうちの1校は平成22年度より病弱者を受け入れるようになったが、この病弱部門は高等部だけであり、現在のところ盲学校の時の体制がほとんど維持されている¹¹⁾。もう1校は、その県全ての盲学校・聾学校・養護学校が総合支援学校となり、全障害を受け入れるという統一した方針になったため、旧盲学校も現在は5障害全てが在籍している¹²⁾。

聾学校との統合については、愛媛県でその方針が出されたが、盲学校・聾学校双方からの反対の署名活動などによって阻止している¹³⁾。ただし、前述のように、寄宿舎が共用になった学校があり、そこでは「聴覚障害児のたてる物音が視覚障害のある子には騒音となり、それについて指導される聴覚障害児も萎縮する」という報告もある¹⁴⁾。また、「特別支援教育制度になる前から盲と聾の教室が廊下を挟んでいた学校も、かつては『盲・聾分離』をめざす方針であったが、今やそれが思い出されることもなく、棚上げされている」という¹⁵⁾。ただし、この八戸盲学校・八戸聾学校は平成15年から16年にかけて校舎改築が行われたが、前述のように特別支援教育制度に

なって併設校になったのではなく、昭和2年からその形をとってきており、校舎の老朽化に伴って全面改築が行われたということである¹⁶⁾。

以上の状況からみると、特別支援教育体制になって、盲学校が総合特別支援学校化（障害種別を越えた教育）したり他種の特別支援学校と統廃合になったりして大きく変わった、という状態ではないとみていいだろう。もともとあった盲学校は、名称のいかんによらず、基本的には視覚障害教育専門の学校として今も継続されているといえる。7割の学校が「盲学校」の名称を変えていないこともそれを裏付けている。

(2) 地域支援とインクルーシブ教育への対応

盲学校の地域支援は特別支援教育体制になる前から多くの盲学校で実践されてきており、それが体制移行後さらに強化・推進されてきていることは前項で述べた。しかし、この事業については現場の戸惑いも多い。

長尾博は地域支援の経験から、地域校での視覚障害児（全盲）の教育が自動点訳ソフトを機械的に使っただけの点字教材配布で終わっている実態に面し、「地域支援が盲教育を地域校に持ち出せるかのような言説はやめた方が良くと思います」「地域支援は盲教育をどんどん薄めていくのでは・・・？」と、地域校での不十分な教育保障の中では盲学校からの地域支援も効果が出せないことを訴えている。さらに、それを克服するためには地域校のクラス運営に発言できるよう「盲学校と地域校との兼務辞令」がほしいと提起している¹⁷⁾。

人手不足の声も多い、岸博美は、「特別支援学校の『看板』ともされる<センター的機能>を果たそうとしても、そのための教職員配置は不十分なまま、基本的には既存のスタッフを割いて<通常の学校などへの支援>を担わなければならないままになっています¹⁸⁾」とその現状を述べている。国立特別支援教育総合研究所の平成22年度の研究調査では、「センター的機能を担う中心になる教員については、特別支援教育コーディネーターが約75%を占めて」いて、「担当者の多忙感が拳がって」と報告されている¹⁹⁾。一方で、同報告書では、「関係部署の担当者だけが行えばよい、あるいは担当部署に任せてさえおけばよいという風潮があり、そのことを課題として挙げている学校が多く見られた」と述べている²⁰⁾。

地域校に在籍する「視知覚の認知に障害のある」児童等に対して全ての盲学校が支援を行っていることは前述したが、その調査であげられた課題・問題点について、半数の盲学校が「発達障害児に対する実態把握や指導に詳しい教員の不足」と答えているという²¹⁾。発達障害によって「見る」ことに困難を持つ児童等に対して、弱視教育のノウハウが応用できるという最近の研究・実践の成果が、地域支援に活かされることが期待される一方、

視覚障害教育専門の盲学校教員は発達障害に関しては十分な見識ももっていないという矛盾がここでは示されている。

「個人情報の保護によって、見えにくさに困っている児童生徒を発見することとともに、その教育的ニーズを掌握することが難しくなっている」という声も聞かれる²²⁾。盲学校児童生徒数の減少の要因の一つに、個人情報の保護によって自治体等からの情報が得られにくいというものもあるということが指摘されているが、地域支援においても同様の課題を抱えているようである。

前述した松本盲学校での取り組みでも、その報告のタイトルが「盲学校からの支援の限界 - 支援児童生徒の動向を見ながら」であるように、「支援の限界」を訴えている。ここでの報告は地域の小学校に就学した児童に盲学校から月1、2回の巡回支援を行ったが、小学校卒業後は盲学校中学部に入学した事例である。その大きな理由は「視力等から来る学習への不安」「友達関係」であった。筆者は「地域校在籍を続けさせるためには、上記の理由2点を十分考慮に入れて支援を進めていく必要がある」と総括し、支援の難しさを述べている²³⁾。

国立特別支援教育総合研究所も、平成23年度の研究成果報告書で、「県下1校の盲学校が多い中、広域支援の限界を感じている盲学校があり、広域支援のための様々な機関等との連携や新たなシステム作りの必要性が明らかになってきている」としている²⁴⁾。

(3) 専門性の維持

盲・聾・養護学校という枠をはずし、特別支援学校として障害種別を越えた教育を行うという特別支援教育は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱というそれぞれの分野においてこれまでに蓄積してきた専門性の後退/崩壊につながりかねないという危惧が各地で出された。特に130年の歴史を持つ盲教育、聾教育においてそうであった。

盲学校と聾学校はかつては盲聾学校として存在し、盲児と聾聾児を一緒に学校で教育していた。それは、教育的理由ではなく経済的・経営的理由からであった。しかし、児童生徒数も増え、盲教育、聾教育が深化する中で両者は分けて教育すべきという声は当然大きくなり、関係者の粘り強い運動の結果、1923(大正12)年に「盲学校及聾学校令」が公布され、両者は分離されるに至った(ただし、分離は不徹底で、それが一気に進んだのは昭和23年頃であった²⁵⁾)。そのような歴史もあり、盲学校関係者が他種の障害との統合は専門性を弱めるという心配を持つのは当然のことであろう。

人事異動が専門性を弱めるという指摘は多い。普通教科の担当者の盲学校在籍期間が長くても10年、普通は5年くらいという現状に対して岸博美は、『視覚障害教育

に関する専門性』を継承し、発展させる上で、近年のあまりに拙速な人事異動の在り方を改めることはなんとしなくてもたどり着きたい、急所です」と危機感を示している²⁶⁾。

毎年開催されている全日本盲学校教育研究大会の研究主題は2009年度が「さらなる視覚障害教育の深化～視覚障害教育の専門性の維持・向上をめざして」、2010年度が「求められる視覚障害教育の本質～視覚障害教育の専門性の原点を求めて」、2011年度が「視覚障がい教育の専門性の維持・向上と継承」と、「専門性」という言葉が続いて使われている。

『視覚障害教育』第108号、第110号、第112号では「視覚障害教育の専門性の維持と継承について」を特集し、専門性の維持と継承のために各校で取り組んでいる研修等の状況が報告されている。これらによれば、その内容として、視機能・眼疾患の理解、点字・パソコン点訳、点字指導、歩行指導、ロービジョン(弱視児指導)、蝕教材、音声ソフト、情報機器、食事指導、珠算指導、福祉制度などが実施されていることが分かる。

しかも、それらが新任教師や転任者だけでなく、現任の教職員も対象になることが少なくない。これは、かつてはこれらに関しては、盲学校教員になると同僚教員が自然に教えてくれたり、授業や生徒との関わりの中で体験的に習得したりしていたものであるが、いくつかの理由でまとまった研修が必要になってきたということである。その理由のひとつが、児童生徒の減少と重複化がある。例えば、点字を使う児童生徒が少なくなって、教師も点字を使う機会が少なくなり、結果として点字習得ができないために、あえて研修が必要になる。また、教師の多忙化で同僚職員が個別に支援する余裕がなくなっていることも一つの理由として考えられる。さらに、特別支援教育体制になって専門性への意識が高まってきたことも研修活動の増加の要因と思われる。そして、視覚障害者をめぐる情報環境の変化も研修の必要性を高める。パソコン点訳をはじめ、今や視覚障害者が使える情報機器は日進月歩に進化している。教師もそれをマスターせずして教育はできないのが現状である。

研修の中には、車いす操作法や、発達障害に関するものも散見する。まさに、特別支援教育に移行しての新たな課題に対する研修といえる。今はまだ少ないが、この種の研修は今後増加することが予想される。

専門性の問題では理療教育における今後の展開が懸念されている。盲学校といえば、県内に高等盲学校があるために高等部を持たない盲学校(福岡県、北海道)以外は、全て高等部に理療科や保健理療科を持つ。理療業は江戸時代以来視覚障害者が中心的に担ってきた職業であり、盲学校の卒業生はほとんどがこの理療で生業をたてているものである。理療科は盲学校の代名詞みたいなも

のとして関係者には見られてきている。

その理療科が特別支援教育体制になって、まず、視覚障害児以外にも門戸を広げるか、という問題に直面している。特別支援教育は全ての障害種を受け入れることが基本である。今でこそ少ないが、しかし盲学校（であった特別支援学校）特に名称を変えたり、視覚障害以外の障害も受け入れることを明言している学校には視覚障害以外の障害を持つ児童生徒が入学し始めている。彼／彼女らが高等部普通科卒業後、理療科を希望した場合どうするのか。一応、歯止めはある。「特別支援学校の高等部の学科を定める省令」は、「視覚障害者である生徒に対する教育を行なう学科」として「理療に関する学科」を定めている²⁷⁾。したがって、視覚障害者以外はお断りということになる。しかし、事務的・機械的にそのように対応できるだろうか、仮にそのように理療科は視覚障害者だけを受け入れるとすれば、同じ学校の視覚障害以外の障害を持つ生徒の進路保障はどうするのか、という新たな課題が生じる。

次に、理療教育の希薄化が心配される。かつて盲学校ではいろいろな進路開拓を試み、理療科以外にもいくつかの科やコースを設定した。しかし、残念ながら音楽科や理学療法科以外はことごとく退散せざるをえなかった。再び、盲学校ではほぼ理療科オンリーで職業教育を行っている。その盲学校が上記のように視覚障害以外の障害児が入り、彼ら／彼女らに理療以外の職業教育を行うとすれば、盲学校での職業教育も今までのように理療教育一辺倒とはいかなくなり、結果として理療教育が弱まっていくことになりはしないか、という懸念である。視覚障害教育の仕上げともいべき理療教育が、特別支援教育体制の中でそれへの集中が薄められ、結果として今でも厳しい視覚障害者の就職がさらに厳しくなるのではないかという危機感を多くの理療科教員は抱いている²⁸⁾。

4. 今後の展望

視覚障害教育はいままさに混沌とした状態にあるといえる。まず、学校名がばらばらである。特別支援教育に移行して5年が過ぎた今でも、まだ3分の2以上の学校が「盲学校」の名前を変えていない。また、このように学校名がまちまちであるまま、今日まで経過している。ちなみに「全国盲学校校長会」や「全日本盲学校教育研究大会」の名称はそのままである。すなわち、「視覚特別支援学校」の校長も「盲学校校長会」に所属しているし、「視覚特別支援学校」の教職員も「盲学校教育研究大会」に参加している。在籍している児童生徒の障害も、視覚障害児だけの学校であったり複数の種類の障害児を受け入れている学校であったり、これも学校によって

大きく異なる。

しかし、名称の変更、他種の特別支援学校との統合、他種の障害の受け入れは、一定の均衡状態に入ったようである。今なお盲学校と称している学校のほとんどは、今後も名前を変更する予定はないと思われる。統合や閉校も、すでに実施された学校以外は今のところその動きは見られない。名称をはじめ、そういう混然とした状態が続くであろう。

また、そのことが特別支援教育制度に移行したひとつの要因でもあるが、視覚特別支援学校（盲学校）における児童生徒数の減少は、一定の下げ止まりになっているようであるが、もとに戻る気配はない。同じく制度移行要因のひとつとされる児童生徒の障害の重複化は、今後も変わらないであろう。かつての盲人野球（グランドベースボール）や盲人バレー（フロアバレーボール）のチームを構成できない学校も少なくなく、地区大会や全国大会も以前のようには運営できない状態にある。特別支援教育体制に移行する・しないに関わらず盲学校がかなり前から抱えていたものではあるが、依然としてこの課題は解決をみないままである。

名称、他種障害受け入れ、他種障害の学校との統合など視覚特別支援学校（盲学校）の学校形態に関することでは、混然とした今の状態が当面続くのを見守るしかなかろう。「当面」と書いたが、これもどこまでかを想定して述べたわけでもない。全く不透明である。各地域の視覚障害教育の歴史や実情が異なるし、それぞれのやり方でやっていくのがベストかもしれない。

ただし、これらの学校が集まって行動するときの組織名がまちまちでは何かと不都合も生じるであろうから、それについては一定の統一を図るようにしたほうがいいのではないかと思う。例えば「視覚特別支援学校（盲学校）」とか「視覚特別支援学校・盲学校」とか「視覚特別支援学校／盲学校」とかが考えられよう。

一方で、インクルーシブ教育によって地域の学校で学ぶ視覚障害児の教育支援が視覚特別支援学校（盲学校）の大きな業務になってきている。「盲学校」という名において自分の勤務する学校の視覚障害児だけを教育する視覚障害教育は終わりを告げようとしている。地域支援（センター機能）は今後ますますその責務は重くなるであろう。

地域支援を有効に実践するためには、いくつかの条件整備が必要である。まず、この活動を行う教員の定数配置である。現行定数法では地域支援を行う教員は定数化されていない。一部では、盲学校は生徒が少ないから教員が余っているという見方があるが、現行定数法では教員定数はクラス数に応じた数である。児童生徒数が少ないとはいえ一人でもいれば学級が成立し、担当教員が必要である。地域支援を行う教員は、それぞれの学校がこ

の中から工夫して配置している。クラス担任と兼任している人もいる。地域支援担当者を加配する定数法の改正が早急に求められる。

次に、視覚特別支援学校（盲学校）からの地域支援がうまくいくかどうかは、地域校との関係しだいという面がある。地域校においてどのような形で障害のある児童生徒に関わるか、また関わるのできるのかが支援の効果に大きく影響する。そのためにも、東京都、埼玉県、横浜市がやっているように、副籍・支援籍・副学籍などの制度を作り、視覚障害特別支援学校（盲学校）がその地域校の正式な教員として関われるようにするのが望ましいといえる。

専門性の維持に関しては、人事異動の改良が必要である。確かに、長く1校に留まるといろいろな弊害も生じるであろう。したがって、ある期間が過ぎると異動は必要である。しかし、35県が視覚障害特別支援学校（盲学校）は1校しかなく、同じ視覚障害特別支援学校（盲学校）への異動は困難である。そこで考えられるのは、リターン（Uターン）人事や隣接県との広域人事である。他校に異動して、そこで違う障害児や普通児の教育を体験して、再び視覚障害特別支援学校（盲学校）に戻ってくるとか、他県の視覚障害特別支援学校（盲学校）に異動するなどの方策が考えられる。すでにそれを実施している地域もある。また、1年任期の講師が多いのも専門性維持の障害になっている。視覚障害特別支援学校（盲学校）に限らず特別支援学校には講師が多い。やっと点字を覚えたら任期終了となって、また次の新人が入ってくるという状況では専門性が維持できるはずがない。期限付き講師を減らし正規の教員を採用することが、すべての特別支援学校で必要であるが、とくに視覚障害特別支援学校（盲学校）ではそれが求められる。

おわりに

2007年に特別支援教育に移行して、盲学校はかつてない変動の時期を迎えた。まず、学校名が盲学校から特別支援学校に変わることになった。しかし、69校中47校はまだ「盲学校」の名称のままであるのは筆者には意外であった。次に、原則視覚障害児以外の障害児も受け入れることとなった。しかしこれも、数校が複数の障害種を対象にしているだけで、ほとんどはこれまで通り視覚障害児のみの在籍であるのも予想外であった

一方で、地域の学校で学ぶ障害児の支援（視覚障害児教育のセンター的機能）については、すべての盲学校が取り組むようになり、実績をあげている。その一方で、広域にわたっての活動の限界、一部の教師の多忙化、地域校との関係づくりの難しさなどの課題が出てきている。また、複数障害への対応が、人事異動の機械的運用

や視覚障害児の少数化・重複化とも関連して、教員の専門性の希薄化が懸念されている。

関係者のさらなる工夫と実践の積み重ねが求められる。

引用文献

- 1) 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』2003
- 2) 久松寅彦「今後の盲学校・視覚障害教育の在り方をさぐる - 全国都道府県教育委員会の特別支援教育に関する整備計画の分析を通して」『視覚障害』No 289 p15 2012 視覚障害者総合支援センター
- 3) 辻岡均「支援センター（通級、巡回）の取り組み」『視覚障害』No 283 pp13 23 2011 視覚障害者総合支援センター
- 4) 八木千晶「本校におけるセンター的役割と関係機関とのネットワーク作りについて」『視覚障害』No 284 pp27 36 2012 視覚障害者総合支援センター
- 5) 片桐充至「盲学校からの支援の限界 - 支援児童生徒の動向を見ながら」『視覚障害』No 286 pp15 22 2012 視覚障害者総合支援センター
- 6) 松倉雪美「富山盲『通級指導の実際』」『視覚障害』No .196 pp37 44 2004 視覚障害者総合支援センター
- 7) 柿崎明広「岩手県内視覚障がい児の就学支援について - 認定就学児童に対する支援の実際から」『視覚障害』No 268 pp10 17 2010 視覚障害者総合支援センター
- 8) 久松寅幸「全国盲学校における視覚の認知に障害のある幼児児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告」『視覚障害』No 266 p3 2010 視覚障害者総合支援センター
- 9) 久松寅幸「全国教育センターにおける見え方に困難のある児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告」『視覚障害』No 229 pp12 13 2007 視覚障害者総合支援センター
- 10) 全日本盲学校教育研究会『視覚障害教育』第98号 2004
- 11) 富山県立富山視覚総合支援学校ホームページ www.mou-sh.tym.ed.jp/ (2012.10.20閲覧)
- 12) 山口県立下関南総合支援学校ホームページ www.s-minami-s.ysn21.jp/ (2012.10.20閲覧)
- 13) 慎英弘「盲・聾学校分離の歴史」『視覚障害』No 238 pp1 2 2008 視覚障害者総合支援センター
- 14) 岸博美「視覚障害教育『曲がり角』の先へ進むため

- に」『視覚障害』No 291 p17 2012 視覚障害者総合支援センター
- 15) 岸博美「視覚障害教育『曲がり角』の先へ進むために」『視覚障害』No 291 pp17 18 2012 視覚障害者総合支援センター
- 16) 音喜多京子「盲学校レポート 盲・聾併置専門教育機関の校舎改築 - 特別支援教育の期待と役割担う」『視覚障害』No 202 p18 2005 視覚障害者総合支援センター
- 17) 長尾博「特別支援教育時代における盲教育は、誰がどこですのか? - ある地方盲学校教員のつぶやき」『視覚障害』No 244 pp23 25 2008 視覚障害者総合支援センター
- 18) 岸博美「『盲教育は曲がり角』の先に待ち受けていたもの - どう超えていくか」『視覚障害』No 265 p13 2010 視覚障害者総合支援センター
- 19) 国立特別支援教育総合研究所(研究代表者田中良広)『小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究』2012 pp 7 10
- 20) 国立特別支援教育総合研究所(研究代表者田中良広)『小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究』2012 p28
- 21) 久松寅幸「全国盲学校における視知覚の認知に障害のある幼児児童生徒への教育的支援に関する実態調査報告」『視覚障害』No 266 p11 2010 視覚障害者総合支援センター
- 22) 奥水辰春「専門性の発揮はニーズの把握から - 第86回全日盲研大会レポート」『視覚障害』No 280 pp 44 2011 視覚障害者総合支援センター
- 23) 片桐充至「盲学校からの支援の限界 - 支援児童生徒の動向を見ながら」『視覚障害』No 286 pp15 22 2012 視覚障害者総合支援センター
- 24) 国立特別支援教育総合研究所(研究代表者田中良広)『小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究』2012 p 5
- 25) 岸博美「『盲教育は曲がり角』の先に待ち受けていたもの - どう超えていくか」『視覚障害』No 265 p 5 2010 視覚障害者総合支援センター
- 26) 岸博美「『盲教育は曲がり角』の先に待ち受けていたもの - どう超えていくか」『視覚障害』No 265 p17 2010 視覚障害者総合支援センター
- 27) 藤井亮輔「特別支援教育の中の理療教育」『視覚障害』No 285 p 7 2012 視覚障害者総合支援センター
- 28) 藤井亮輔「特別支援教育の中の理療教育」『視覚障
- 害』No 285 pp 9 12 2012 視覚障害者総合支援センター